

平成25年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年6月21日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 外松和子  
同 委員 安藤睦美  
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第28号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
- (2) 議案第29号 保育所入所承諾に係る審査請求について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成25年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
ラチス形式の区立小中学校屋内運動場の耐震診断結果について  
平成25年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について  
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
第63回社会を明るくする運動について  
その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 11時45分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

ただいまから、平成25年第12回教育委員会定例会を開催する。

本日は、天沼委員から所用による欠席の届けが出ています。よろしく願います。

また、本日は傍聴の方がお一人お見えになっていらっしゃる。よろしく願います。

それでは、ここで、本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の議案第29号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがあるので、個人情報保護のため、非公開として報告の後に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第29号の審議は、非公開として報告の後に行う。

それでは、案件に入る。本日の案件は、議案2件、陳情4件、教育長報告4件である。

(1) 議案第28号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

委員長

初めに、議案である。議案第28号 区長の権限に関する事務の補助執行に関する協議について。それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

教育長

手続的なものであり、内容が複雑であるため、どのように判断するのかということだが、各地方公共団体は、法律に基づいて、子ども・子育て会議の設置を義務づけられており、基本的には区が設置をするという位置づけになっている。本来であれば区長が会議を開かなければいけないが、ご存じのとおり24年度に組織改正が行われたことから、教育委員会が子ども・子育て分野も全部担うことになっているため、区長が教育委員会へ、子ども・子育て会議の担わせ方をどのような手続で行うかということである。補助執行は、あくまでも区長の名前で行うということであり、委任は、委任された側が責任を持ってやり遂げるということである。今回は補助執行という形で手続を行いたいということで、区長から教育委員会に協議の申し出があったということである。手続的なことであるため、問題はないと思っている。

委員長

よろしいか。補助執行と委任について、改めてご説明いただいた。かつてこのような話し合いを行ったことがある。これはより円滑な運営を行うための手続上のことであるということではよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第28号については「承認」とする。  
議案第29号については、初めにお諮りしたとおり、非公開として報告の後に行う。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

平成25年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
ラチス形式の区立小中学校屋内運動場の耐震診断結果について  
平成25年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について  
その他  
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
第63回社会を明るくする運動について  
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は4件ご報告させていただく。よろしく願います。

委員長

それでは、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

外松委員

1 ページ目の二学期制と土曜授業に関連して教えていただきたい。二学期制の実施に加えて、年8回の土曜授業も実施しているが、どの程度授業時数が確保されているのか、教えていただきたい。

教育指導課長

資料3の1 ページ目の答弁のところの(2)をご覧ください。こちらに記載されているとおり、二学期制を導入したことによって、小学校においては平均8時間程度、中学校においては平均15時間程度、授業時数を確保することができた。また、土曜授業実施については(4)のとおり、各学校においては年間24時間から30時間程度、

授業時数を増やすための枠を確保することができた。

外松委員

例えば、小学校で授業時数を一番多く確保できた場合、今までよりも年間38時間授業を多く実施できたと考えてよろしいか。

教育指導課長

これは、授業するための枠を確保できたということであり、授業時数としては文部科学省の学習指導要領に定められているとおり、標準時数プラス20時間から30時間余裕を持って教育課程を編成しているという状況にある。

委員長

ほかにいかがか。

教育長

二学期制については、教育委員会でも議論を重ねて、導入したわけだが、その時の大きな目的の1つが授業時数の確保であった。二学期制を導入することにより、どの程度授業時数が増えたかということについては、さきほど、申し上げたとおりである。しかし、その後学習指導要領が変わり、さらに各科目の授業時数が増えた。これにより、我々は、夏休みを短縮する、あるいは夏休みをもとに戻して土曜日授業を開始するというような苦渋の策により授業時数を確保してきたわけである。このような流れを踏まえて、変更された学習指導要領により、確保すべき授業時数が増えている中で、二学期制を導入した当初の目的を達成できているか検証が必要であると考えている。前回も申し上げたように検証委員会を立ち上げて、教育課程全般について検証を始めたところだが、授業時数の確保の問題については、改めて検証を行いたいと考えている。検証の経過については、適宜、教育委員会にもご報告をさせていただきたいと考えている。

安藤委員

答弁の中の課題のところ、中学校において定期考査の回数が減り、1回当たりの試験範囲が広がるということを課題に挙げている。二学期制を導入した当初、私の娘が通っていた学校は、定期考査の回数は減らさずに三学期制のときと同じ回数をやっていた。もしかすると、二学期制を導入したことにより、定期考査の回数が減った学校があるかもしれない。もし定期考査の回数を減らさずに三学期制のような試験範囲をキープできるのであれば、課題とならないのではないか。今後、検討委員会を進める中で調査していただきたいと思う。よろしく願います。

委員長

ほかによろしいか。

教育課程検証委員会を立ち上げているが、学校現場の実態把握を十分に行わなければならないと感じている。よろしく願います。

また、二学期制や土曜授業に関する質問は、今回1件だけであり、その他に賛成反対というような意見はなかったが、議会または議員個人として、いろいろな考えはあると思うが、全体的にどのような傾向か。

#### 教育長

二学期制については、授業時数の確保という大きな目的があるわけだが、これは土曜日授業を展開することにより一定程度解消されており、区議会から見直しを図るべきという意見もいただいている。しかしながら、教育委員会としては、三学期制から二学期制に移行する際、5年の歳月をかけて、慎重に議論を重ね、一部試行を行いながら、小学校、中学校を分けて全体実施を行った経過がある。二学期制導入から5、6年が過ぎ、やっと定着してきところで、また三学期制に戻すことがいいのかということについても、慎重に検証する必要がある。このような点を踏まえて、今年度検証を実施すると区議会にはお答えしている。

今委員長から指摘があったように学校現場の意見を十分に聞くということは、大事なことであり、学校にはアンケート等を含めて調査を行いたいと考えている。また、全員というわけにはいかないが保護者の皆様、そして地域で活動している学校評議員の方にも意見を伺いたいと考えている。場合によっては、各種団体の意見を伺うことも考えたい。

#### 委員長

大変大きな問題であり、慎重な検討が必要であると改めて思っている。

#### 外松委員

重ねてお願いだが、先ほど安藤委員が発言された、学校の定期考査の回数については、学校として非常に工夫されたケースだと思う。学校として子供たちにどうやって学力をつけさせ、どのように評価していくかという1つの方法であり、他校における状況を調査していただきたい。そのような不安を抱えている学校に対しては、このようなよい事例もあるということを伝えてもらいたい。

#### 委員長

ほかによろしいか。では、二学期制と土曜授業についてはよろしいか。  
では、その他のところであったら願います。

#### 安藤委員

次のグローバル人材の輩出についてである。9年間を通じた日本語授業の実施を提案するということであるが、この日本語授業ということを目から見ると言語活動となっている。どのようなことを意図して日本語授業という質問になっているか、もしわかりであれば説明していただきたい。

#### 教育指導課長

日本語教育ということについて、議員から質問があり、言葉を大切に、日本語を大切にすることに取り組まなくてはならないという内容であった。本区においては、各小中学校において、国語の授業だけではなく、全教育活動を通じて、日本語の持つ言葉の大切さについて指導を行っている。その中の1つとして言語活動の充実ということを取り上げていると、答弁をさせていただいた。

委員長

よろしいか。

安藤委員

子供たちの日本語力が低下している、日本語が乱れている、そのようなところを指摘されたということによろしいか。

教育指導課長

グローバル教育ということで、外国語活動が注目され、その中でも特に英語について取り上げられている。現在は小学校の五、六年生が外国語活動に取り組んでいるが、さらに低い学年から外国語活動を実施するというような動きもある。外国語だけに注目するのではなく、日本語の持つ言葉の大切さについて、しっかり学習することでコミュニケーション能力を高めることができる。外国語だけではないというような意図からのご質問であった。

委員長

ほかにあるか。よろしいか。

ほかの項目にご意見があればどうぞ。

安藤委員

食物アレルギーについてである。

エピペンについて取り上げられている。現在、都で研修を行う予定となっているが、早急に研修を実施してもらいたい。先生方がエピペンを打つことができるということ、エピペンを打つ勇気を持つことは大切なことである。練馬区は先生の人数も多いので時間がかかると思うが、すべての先生がエピペンにより処置できるということが大事である。消防署等で指導していただければ、都の研修を待つまでもなく、もう少し早く対応していけるのではないかと思うのが、そのあたりはいかがか。

教育総務課長

他の自治体における事故を受けて、アレルギー対策については、さらに強化していかなければいけないと考えている。ここに記載があるとおり、区でもエピペンを持っている児童生徒の担任や、その学校の養護教諭等を対象とした研修を予定していたが、東京都が同じような形態で研修を実施するということがあったため、東京都の研修内容も踏まえて、今後区で実施する研修の内容については検討を進めようと考えている。今回、

東京都はエピペンを持っている児童生徒の担任、その学校の養護教諭等を研修の対象としているが、その他の先生を対象とした研修の必要性は感じている。実施の時期を含めて検討して、実施に向けて取り組んでいきたいと思っている。

#### 外松委員

エピペンを所持している児童生徒は、本区に何人ぐらいいるのか。

#### 教育総務課長

24年度においては、小中合わせて、30名程度いた。25年度の調査では、65名程度である。この調査は、国のアレルギー対策に関するガイドラインができてから、実施しているが、年々人数は増えている状況である。保護者、あるいは学校の問題意識も高まり、学校に提出される学校生活管理指導表の数も増えてきている。

#### 外松委員

やはり早急に対応していかなければならない課題である。学校生活管理指導表は主治医が指導するということになっているため費用もかかる。しかしながら、練馬区はその点を配慮して、独自の問診票を設けている。非常にきめ細かい対応をいただいている。このようなことを踏まえて、人数も年々多くなっているのではないかと思う。生命にかかわることなので、よろしく願いしたいと思う。

#### 委員長

学校では、以前から消防署とタイアップして人工呼吸等について、多くの教員が研修を受けている。それと同じように、使用できる教員をつくっていくという姿勢が大事だと思う。一挙にはできないかもしれないけれども、早急に継続的に取り組んでもらいたい。

#### 安藤委員

ネット犯罪防止の質問についてである。

区では、以前より情報モラル講習会を、区立小中学校、または区民館等で行ってきている。私も幾つか参加させていただいたが、常に新しい情報が区民の方々に伝わるような内容になっていた。その中で、とても危険だということ、危険をはらんでいるということが、とても強くアピールされている気がした。子供たち、その中でも特に思春期に差しかかる子供たちに、危険だからやめよう、危ないから手を出さないようにしようと伝えていくと、子供たちは新しいものにとっても敏感で興味があるため、どんどん隠れていってしまうという話を聞いたことがある。そういった中で、情報モラル講習会と併用して、思春期の子供たち、または小学校高学年というスマートフォンやSNSなどに興味を持ち始める年代の子供たちの精神的なことや心理的なことに寄り添って、インターネットや携帯電話を語る人から話を伺うとよいと、聞いたことがある。

とても興味深いことや、おもしろいことは、子供たちにとって魅力的なものである。だめと言われるとどんどん隠れていってしまうので、ある程度認めてあげることも必要

である。その一方で、きちっと話し合うというような切り口で、今後取り組んでいく必要があると思う。

教育総務課長

21年度から実施している当事業については、学校や、保護者の方から高い評価を受けている。精神面、心理面における対応ということであるが、これまで実施してきた講習会に新たに加えることができるのか、他の講習会を実施する必要があるのか、今後検討させてもらいたい。

外松委員

スマートフォンなどの機器を使って困ったことが起きた場合、相談できる場所を伝えてあげられたらよいと思うがいかがか。

教育指導課長

情報モラルについては、中学生は技術の授業の中で、スマートフォンなどの機器を使う中で困ってしまった場合の対応を学習している。小学生も、総合的な学習の情報教育の中で、インターネットを活用し、注意しなくてはならないこと、困った場合の対応等についても、学習に取り入れているところである。

委員長

よろしいか。

外松委員

はい。安心した。

委員長

それでは、ほかの項目でご意見、ご質問あったらどうぞ。

外松委員

薬物乱用防止の6ページの答弁の(1)番だが、区内の高校生以下の薬物による警察署補導実績は23年度、24年度ともに実績はなかったと答弁をいただいている。これは喜ばしいことだと思う。今まで、薬物乱用防止ということで、何年間も授業等で取り組んできた教育の効果ではないかと思っている。私も中学校の公開授業で薬物乱用防止に関する取り組みを拝見させていただいたことがある。

また、第63回社会を明るくする運動において、文化センターで薬物乱用防止のキャラバンカーの展示が予定されているようである。中学校と保護者が協力した学習会があると聞いたが、これはこのことか、教えてもらいたい。

青少年課長

別の日のことである。

後ほどご報告するが、23日はキャラバンカーを展示して、防止の啓発を行う事業である。学習会については、また別の日程で行う。

外松委員

わかった。

委員長

ほかに。

安藤委員

練馬区にも脱法ハーブ、違法ドラッグを扱うお店があると聞いたことがあるが、いくつかあるか把握しているか。また、そのようなお店の監視はしているのか。

青少年課長

東京都から情報提供ということで練馬区の保健所に連絡があり、青少年課にも情報提供があった。東京都が立ち入り検査を行い、その結果が区に情報提供されるわけだが、昨年度については、1件と報告を受けている。今後も情報収集に努めていきたいと考えている。

委員長

それでは、ほかの項目でご意見、ご質問あったらお願いします。

安藤委員

待機児童対策の4番の回答についてである。女性の社会参加の拡大に伴う、就労形態の多様化を踏まえ、待機児童の早期解消に向け、基準の設定を見直していくということであるが、今の判定システムのどのようなところに検討の余地があると考えているか教えていただきたい。

保育課長

基準の見直しについてであるが、24年度の選考から、保育に欠ける要件の差がより的確に評価できるように、保育指数の上限を倍増した。これまで40点であった保育指数を小刻みに80点とすることにより、個人の差をより的確に、より細かく評価できるようにした。また、保育料に滞納がある場合は指数を下げるということも行った。このような取り組みの中で、なるべく公平に入所判定ができるように毎年度見直しを行っている。

委員長

きめ細やかに、公平になるように基準を見直しているということである。ほかによろしいか。

#### 外松委員

9ページの(5)番の質問についてである。認証保育所についてもっと指導強化と実態調査を求めるべきという質問だったが、練馬区も認可外保育施設の実態調査を細かく行っているということであり、今後機会を捉えて施設の実態調査の結果、様子なども教えていただきたい。

また、今回の定例会で、保育所待機児童対策に関する質問が非常に多いことから、喫緊の課題であるということ、改めて深く認識している。

質問となるが、新年度がスタートして2カ月以上が経過したが、この時期になって、今まで家庭で乳幼児などを保育してきた方が、働くことになり子供を預けなければならなくなった場合、母親はどのように行動したらよいか。

#### 保育課長

保育所の入所は4月に限らず、通年行っており、毎月選考を行っている。空きが出たところについて選考を行い、4月と同じように指数の高い方から入所いただいている。育児休業明けや、新たに生まれるお子さんがいるので、このような方がゼロ歳児から入所するという需要は常にある。

#### 委員長

先ほど外松委員からあった実態把握の調査について、まとめたものをどこかの機会で見せていただきたい。

#### 保育課長

実態調査は、東京都が認証の権限者として実施している。その調査を補完するために区でもきめ細かく調査を行っているものである。調査項目を整理しなければお示しできない状況もあるので、検討させていただきたい。

#### 委員長

よろしく願います。  
ほかにご意見、ご質問あるか。よろしいか。  
それでは、次の報告、番について願います。

#### 施設給食課長

資料に基づき説明

#### 委員長

これは特によろしいか。基準値以上であったということで、一安心だったと思う。

#### 委員長

それでは、報告の番について願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見あるか。  
さまざまな事業をやっていただいております。

委員長

それでは、その他の報告をお願いします。

教育総務課長

資料6である。  
練馬区教育委員会の後援名義等の使用承認事業である。6月の追加分、7月の実施事業分ということで、全部で13件ある。内容等についてはお目通しいただければと思う。

委員長

このことについては、特になしということよろしいか。  
その他の報告をお願いします。

青少年課長

第63回社会を明るくする運動の周知用のチラシを作成したので、机上に配付させていただきました。フェスティバルは7月6日の土曜日、つどいについては7月23日火曜日に実施する。先ほど薬物乱用防止啓発キャラバンカーのご質問いただいたけれども、啓発については今年度初めて実施するものである。キャラバンカーを展示して薬物乱用の防止啓発に努めてまいりたいと考えている。なお、このチラシについては、学校、関係団体、出張所、地区の施設等に配布して周知を図っていく。よろしくをお願いします。

委員長

ご質問やご意見あるか。よろしいか。  
その他の報告はあるか。  
それでは、初めにお諮りしたとおり、議案第29号について行う。

## (2) 議案第29号 保育所入所承諾に係る審査請求について

委員長

この議案第29号については、初めにお諮りしたとおり、非公開で行う。なお、本日はこの案件が最後の案件となっている。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。それでは、傍聴の皆様と議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いします。

非公開による審議（秘密会）